

Q 振替休日と代休の違いは？

振替休日、代休とも同じように休むことになると思いますが、その違いはどうなっているのでしょうか。

A 振替休日と代休の違いと注意点は次表のとおりです。

項 目	振 替 休 日	代 休
どんな場合に行われるか	休日労働をさせる必要が生じたとき	休日労働や長時間労働をさせたとき、その代償として
要 件	①就業規則等に規定 ②振替日の特定 ③前日までに通知	任意に与えることが可能
指 定 の 方 法	あらかじめ使用者が指定	事後に使用者又は労働者が指定
賃 金	同一週内で振替が行われる場合、通常の賃金を支払えばよいが、週をまたがる場合は時間外労働の検討が必要	休日出勤日は割増賃金の支払いが必要

注意事項

振替休日で労働した週の労働時間数が40時間を超えなければ割増賃金の問題は生じないが、40時間を超える場合は、仮に1か月の総労働時間数が同じでも時間外労働の割増賃金を支払わなければなりません。